

## 監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和4年4月28日（木）

#### 3 監査実施期間及び現地調査箇所

##### （1）監査実施期間

令和4年3月17日から令和4年4月28日まで

##### （2）現地調査箇所

大久保地区センター（大久保ふれあいセンターを含む）、大庄地区センター（大庄地区コミュニティセンターを含む）、細入南部地区センター（細入南部地区コミュニティセンターを含む）、上滝地区コミュニティセンター、大沢野公民館、大久保公民館、上滝公民館、大庄公民館、細入公民館、細入南部公民館

#### 4 監査の概要

##### （1）対象部局及び所属

ア 市民生活部 市民生活相談課

地区センター（8箇所）

大久保、船嶽、小羽、下夕北部、小見、大庄、福沢、細入南部

イ 教育委員会事務局 生涯学習課

公民館（14箇所）

大沢野、大久保、船嶽、小羽、下夕北部、下夕南部、上滝、小見、大庄、福沢、文珠寺、牧、細入、細入南部

##### （2）対象期間

令和3年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 財産の管理事務について

ウ 給与関係（超過勤務手当等）について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 地区センター

ア 領収した現金について、即日又は翌日に指定金融機関等へ払い込みされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。（上滝地区コミュニティセンター）

イ 金銭出納簿において、収入及び払込みの記録がされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。（上滝地区コミュニティセンター）

(2) 公民館

ア 備品台帳において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 公印（公民館長印）が記載されていなかった。（下夕南部）

(イ) 公印（公民館長印）及びAEDが記載されていなかった。（上滝）

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 市民生活部 市民生活相談課 及び 教育委員会事務局 生涯学習課

地区コミュニティセンターと公民館の機能を併せ持つ施設において、公民館としての使用が可能である使用申請についても、地区コミュニティセンターとして使用承認をしているものが見受けられた。

このような施設については、市長と教育委員会のどちらが使用承認を行うかな

どの明確な定めは無いが、統一的なルールが示されていないことで施設間や地域間の取扱いの差が生じている。

また、地区コミュニティセンターの所管である市民生活相談課が購入し、実際の管理は公民館で行う備品について備品台帳が作成されていないといった事例も見受けられた。

これらのことから、地区コミュニティセンターや公民館等について、その管理の在り方や関係部局との調整を検討されたい。